



報道機関 各位

記者発表資料
令和4年6月8日（水）
問い合わせ先：
福祉総務課（臨時特別給付金事業担当）
副参事：大谷
担当：清川、山舘、村田、内木
電話：829-1544
内線：4750

さいたま市住民税非課税世帯等臨時特別給付金について
～未申請の世帯に対し申請勧奨通知を発送します～

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）について、令和3年度住民税均等割非課税世帯で未申請の世帯に対し、申請勧奨通知を発送します。

- （1）発送数 21,426世帯
- （2）発送日 令和4年6月10日（金）
- （3）送付物 勧奨チラシ、確認書（申請書）、返信用封筒
- （4）申請期限 令和4年9月30日（金）消印有効

問い合わせ先

さいたま市臨時特別給付金コールセンター

電話番号 0120-211-250

Fax 番号 0120-753-668（耳や言葉の不自由な方のご相談はこちら）

受付時間 8時30分から17時15分まで（土、日、祝日を含む）

詳しくは、別添のチラシ又はさいたま市ホームページをご覧ください。

URL：<https://www.city.saitama.jp/002/003/008/p085886.html>

階層：トップページ > 健康・医療・福祉 > 福祉 > お知らせ >
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

参考：勸奨通知対象世帯数（令和4年6月7日時点）

	対象世帯数	勸奨通知発送世帯数
住民税非課税世帯	119,122世帯	21,426世帯

※対象世帯数は、基準日（令和3年12月10日）において、さいたま市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分（令和2年1月1日～令和2年12月31日の収入）の住民税均等割が非課税である世帯に対し、確認書（申請書）をプッシュ型により発送した件数。